

熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付要綱(平成31年告示(甲)第17号。以下「設置要綱」という。)により設置した地域防犯カメラ及び地域防犯カメラの設置を示す看板(以下「地域防犯カメラ等」という。)の維持管理に要する費用を補助することにより、自治会の財政的な支援及び地域の継続的な防犯活動の支援を目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年規則第59号。第11条において「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

地域防犯カメラ 設置要綱第2条第1号に規定する地域防犯カメラをいう。

自治会 設置要綱第2条第2号に規定する自治会をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる自治会は、設置要綱の規定により熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金の交付決定(地域防犯カメラ等の購入及び設置に係るものに限る。)を受けた自治会とする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、前条の交付決定を受けて設置した地域防犯カメラ等(第6条の申請をする時点において稼働しているものに限る。)の維持管理に要する費用(当該地域防犯カメラ等を設置した日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までに係るものに限る。)として、次に掲げるものとする。

保守点検費

電気料

設置場所に係る電柱共架料

カメラ機器又は看板に係る消耗品の購入又は修繕に要する経費

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、地域防犯カメラ1か所につき1年度当たり8,000円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、市長が別に定める期日までに、熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

地域防犯カメラの現況写真

地域防犯カメラにより撮影された画像の写し、または、地域防犯カメラの電気料の支払いを証する書類の写し

前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金交付決定通知書(様式第2号)又は熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした自治会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするときには、当該交付について必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第 8 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた自治会 (以下「交付決定団体」という。) は、補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金交付請求書 (様式第 4 号) に必要な書類を添えて市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第 9 条 市長は、交付決定団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

第 7 条第 2 項に規定する条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金交付決定取消等通知書 (様式第 5 号) により交付決定団体に通知するものとする。

3 交付決定団体は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第 10 条 交付決定団体は、補助対象となる地域防犯カメラ等の維持管理に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な

事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に設置された地域防犯カメラ等に係る補助金については、令和 3 年度以後の維持管理に要する費用に限り補助金を交付し、地域防犯カメラ等を設置した日から起算して 4 年が経過する日の属する年度までとする。
- 4 附則第 2 項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日までに地域防犯カメラ等設置補助金の交付決定を受けた自治会に係る第 3 条から第 1 0 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 2 6 日から施行する。